

議案第 79 号
議決第 号

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正する条例の件

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）8月31日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市ふるさと移住定住促進条例の一部を改正する条例

始良市ふるさと移住定住促進条例（平成29年始良市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「新留小学校区」を「(旧)新留小学校区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。